また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律

質問主意書提出

三月十七日議員から次の質問主意書が提出された。

部隊行動基準（ＲＯＥ）の法的根拠及びＲＯＥにおける自衛隊員の安全確保策に関する質問主意書（藤末健三提出）（第八八号）

米軍等行動関連措置法における自衛隊員の安全確保に関する質問主意書（藤末健三提出）（第八九号）

報告書提出

三月十七日委員長から次の報告書を提出した。

社会福祉法等の一部を改正する法律案（第百八十九回国会閣法第六七号）審査報告書

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、新年に際し、次の各国元首とそれぞれ御祝電を交換された。

ロシア国大統領閣下

カメルーン国大統領閣下

マリ国大統領閣下

天皇陛下は、新年に際し、次の元首へ御祝電を発せられた。

ジブチ国大統領閣下

御祝電及び御答電

新年に際し、次の各国元首から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

バーレーン国国王陛下

クウェート国首長殿下

エジプト国大統領閣下

モロッコ国国王陛下

トーゴ国大統領閣下

モルドバ国大統領閣下

ルワンダ国大統領閣下

御答信

新年に際し、天皇陛下からマリ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月二十八日御答信があった。

官庁発表

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

北海道運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第５号）、北海道海上旅客運送業最低賃金（平成９年北海道運輸局最低賃金公示第６号）及び北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北海道運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成28年３月22日

北海道運輸局長　川勝　敏弘

１．北海道内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「242,500円」を「244,300円」に、「226,050円」を「227,850円」に、「183,200円」を「185,000円」に、「174,050円」を「175,850円」に改める。

２．北海道海上旅客運送業最低賃金第４項中「239,350円」を「240,550円」に、「178,300円」を「179,300円」に改める。

３．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「195,300円」を「196,800円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年４月21日から効力を生ずる。

北陸信越運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成28年３月22日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「243,350円」を「245,150円」に、「226,900円」を「228,700円」に、「184,000円」を「185,800円」に、「174,700円」を「176,500円」に改める。

２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金第４項中「239,300円」を「240,300円」に、「172,700円」を「173,700円」に改める。

３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「196,200円」を「197,400円」に改める。

４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「196,200円」を「197,400円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年４月21日から効力を生ずる。

国家試験

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者

第43回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者の受験番号を労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第３号）第８条（同令第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告する。

平成28年３月22日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全コンサルタント試験合格者

（機械）26名

310002	310004	310007	310015
310017	310022	310023	310024
310025	310027	310028	310029
310030	310032	310040	310047
410001	410003	410004	410006
410008	510010	610001	710002
710004	815001		

（電気）22名

220001	320006	320010	320013
320014	320015	320016	320019
320025	420001	420005	420006
420007	420009	520005	520006
520007	520010	520012	520014
620001	620003		

（化学）10名

230003	230005	330013	330014
330015	430004	530002	530004
630006	730001		

（土木）155名

140002	140009	140013	140015
140020	140024	140025	140027
140028	240002	240003	240006
240007	240010	240018	240019
240020	240022	240024	240025
240026	240030	240031	240032
240035	240041	240043	240058
240071	240074	340001	340003
340004	340007	340010	340011
340015	340016	340017	340019
340026	340028	340030	340032
340034	340035	340039	340044
340045	340049	340050	340052
340065	340066	340067	340071
340072	370080	340084	340086
340090	340091	340093	340094
340103	340106	340109	340110
340115	340119	340121	340122
340123	340127	340128	340130
340132	340138	340140	340142
340146	340147	340150	340153
340155	340158	340165	340169
340179	340182	340183	340192
340202	340203	340207	340216
340217	340218	340224	440001
440004	440012	440013	440016
440017	440018	440019	440024
440025	440030	440041	440051
440052	440058	440061	440065
540001	540002	540014	540015
540017	540022	540023	540024
540027	540030	540032	540035
540036	540039	540040	540044
540058	540061	540063	540073
640006	640011	640014	640015
740013	740015	740016	740022
740023	740031	740033	740038
740040	740042	740051	740053
740062	740068	845001	